

TPP 11 協定の合意内容について

2017年11月11日

内閣官房 TPP 等政府対策本部

1 経緯

11月9日のTPP閣僚会合にて、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成。

※閣僚会合では、日本はベトナムとともに共同議長を務めた。

2 新協定の内容

(1) 名称 「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」
Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) 条文の概要

第1条 TPP協定の組込み (incorporation)

第2条 特定の規定の適用の停止 (凍結) → (3) 参照

第3条 効力発生 (6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し (review)

第7条 正文 (英、仏、西)

(3) 凍結項目

- 急送少額貨物（5. 7. 1（f）の第2文）
- ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）
- 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）
- 金融サービス最低基準待遇関連規定（11. 2等）
- 電気通信紛争解決（13. 21. 1（d））
- 政府調達（参加条件）（15. 8. 5）
- 政府調達（追加的交渉）（15. 24. 2の一部）
- 知的財産の内国民待遇（18. 8（脚注4の第3～4文））
- 特許対象事項（18. 37. 2、18. 37. 4の第2文）
- 審査遅延に基づく特許期間延長（18. 46）
- 医薬承認審査に基づく特許期間延長（18. 48）
- 一般医薬品データ保護（18. 50）
- 生物製剤データ保護（18. 51）
- 著作権等の保護期間（18. 63）
- 技術的保護手段（18. 68）
- 権利管理情報（18. 69）
- 衛星・ケーブル信号の保護（18. 79）
- インターネット・サービス・プロバイダ（18. 82、附属書18-E、附属書18-F）
- 保存及び貿易（20. 17. 5の一部等）
- 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A. 3）

(注) 詳細を署名までに具体化すべき項目は以下の通り。① 国有企業章留保表（マレーシア）、② サービス・投資章留保表（ブルネイ）、③ 労働章に関する紛争処理（制裁措置部分）（28. 20）（ベトナム）、④ 文化例外（カナダ）

(4) 署名

協定の法技術的チェック（リーガル・スクラブ）等の作業終了後、
署名予定

(5) 見直し条項

T P P 1 2 の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、い
ずれかの締約国の要請があったときは、T P P 1 1 協定の改正等
を考慮するため、この協定の見直しを行う（協定第6条）